令和８年（フ）第５２４２号
大阪市城東区関目２丁目９番16号　レガーレ関目　205号
債務者　佐藤　洋輔
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２４８号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目２番４－403号
債務者　河島　　望
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３５０号
大阪市港区築港３丁目４番35－906号
債務者　篠崎　　太
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３８４号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目２番４－403号
債務者　河島　美悠
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５３０号
大阪府寝屋川市明和２丁目11番18号
債務者　石黒　朋美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６６１号
大阪市西区九条２丁目３番３－207号
債務者　竹内　孝男
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８７号
大阪府大東市北条６丁目14番30号　スタープライト203号
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７２６号
大阪市生野区小路２丁目26番２－315号、前住所大阪市東成区大今里南６丁目２番18号　第２岩本コーポ　202号
債務者　楠原　静香
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７８２号
大阪市浪速区幸町１丁目３番34－704号
債務者　松村風舞華（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８００号
大阪府門真市寿町９番１号　ハイツ大川205号
債務者　山下　輝雄
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市天神５丁目７番25号　コア天神101
債務者　山高　恭平
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１６９号
長崎県佐世保市春日町32番22号　春日スプリングハイツ501、前住所長崎県佐世保市瀬戸越２丁目17番17号　智翔館ビル４Ｆ
債務者　直江　由紀
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１７５号
長崎県佐世保市広田１丁目23番53号　広田アメニティ　Ｂ－３、前住所長崎県佐世保市広田４丁目10番１号　１－402
債務者　福島　由美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
鹿児島県霧島市国分野口西22番27－307号　ホワイトハウス、前住所鹿児島県霧島市国分下井635番地２　リーブル108　202
債務者　久保　孝治
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
北海道苫小牧市日吉町２丁目９番11号　ステラ日吉Ｂ　107号
債務者　細川　恭宏
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第８８号
岩手県一関市弥栄字大奈良30番地４、前住所岩手県一関市弥栄字大奈良182番地５
債務者　千葉　　聡
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部